# 令和6年度6次産業化体制整備支援補助金 実施要領

## 1. 目的·概要

生産者等のさらなる 6 次産業化の取組を推進するため、本町の特産品である農産物を原料とした果実酒又はリキュールの醸造量増加を図ることを目的に、醸造用施設を整備するものに対して、その購入する機械・設備等に要する費用の一部を補助する。

#### 2. 補助対象者

別表を参照のこと。

## 3. 補助対象品目

別表を参照のこと。

# 4. 補助率等

補助対象経費の 1/2 以内とする。

- ※ 100万円を上限とする。
- ※ 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

# 5. 周知の方法

ホームページへの掲載及び醸造事業者等に周知。

# 6. 募集期間

令和6年10月末日を締切日とする。

## 7. その他

- 予算の範囲内で交付決定を行うため要望額に満たない場合があります。
- ・事業の着手は、交付決定後、又は交付決定前着手届を提出した以降とし、これ より前に購入、発注したものは補助の対象となりません。
- ・必要に応じて関係書類の提出や現地調査等を行う場合があります。
- ・虚偽の申請や補助金を他の用途に使用した場合等は、町長は補助金の交付を取消し、返還を命ずることができます。
- ・補助事業により取得した財産は、町長の承認を受けないで補助金の交付の目的 に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しては なりません。ただし、内閣総理大臣が定める補助財産の処分制限期間を経過し た場合はこの限りではありません。